

鹿角市告示第 20 号

地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約予定業務について、鹿角市財務規則第 114 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公表する。

○随意契約する内容（契約前公表）

(1) 契約に係る役務の名称、数量等	役務名称：ペットボトルキャップリサイクル事業洗浄分別業務 委託期間：平成 31 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで
(2) 契約の相手方に必要な資格	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する障害福祉サービス事業を行う施設
(3) 契約相手方の決定方法	該当する障害福祉サービス事業を行う施設に見積書の提出を求め、予算の範囲内であるか確認のうえ契約する。
(4) 見積書の提出方法	提出期限：平成 31 年 3 月 29 日（金） 提出先：市民部市民共動課環境生活班

平成 31 年 3 月 22 日

鹿角市長 児 玉

